

報告第3号

専決処分について

次の事項について、令和8年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、地域決定型地方税制特例措置等に関し、春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4月16日」を「4月1日」に改める。

附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3条(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5条(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6条(見出しを含む。)中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18条を附則第19条とする。

附則第17条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同条を附則第18条とする。

附則第16条中「附則第8条及び第10条」を「附則第9条及び第11条」に、「附則第8条及び第11条」を「附則第9条及び第12条」に、「附則第9条、第11条及び第12条」を「附則第10条、第12条及び第13条」に、「附則第11条から第13条まで」を「附則第12条から第14条まで」に、「附則第13条の「農地」を「附則第14条の「農地」に、「附則第13条の「前年度分」を「同条の「前年度分」に、「附則第14条」を「附則第15条」に改め、同条を附則第17条とする。

附則第15条中「附則第13条」を「附則第14条」に改め、同条を附則第16条とする。

附則第14条を附則第15条とし、附則第13条を附則第14条とする。

附則第12条中「附則第8条」を「附則第9条」に改め、同条を附則第13条とする。

附則第11条中「附則第8条」を「附則第9条」に改め、同条を附則第12条とする。

附則第10条中「附則第8条」を「附則第9条」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第9条を附則第10条とし、附則第8条を附則第9条とする。

附則第7条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第7条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

第7条 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の春日市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律

(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。